

令和4年11月

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書の改正及び本組合契約の取扱いについて

業務委託契約における手続の適正性を確保するため、令和4年12月1日付けで次のとおり標準契約書を改正しますので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正する標準契約書
別紙1のとおり
- 2 改正内容
別紙2のとおり
- 3 本市契約の取扱いについて
 - (1)既に改正前の契約書で締結している契約
 - ・本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。
 - (2)令和4年12月1日以降に発注する契約
 - ・令和4年12月1日以降に発注する契約については、順次改正後の契約書を使用することとします。
- 4 担当
大阪広域環境施設組合総務部経理課（契約担当）
電話 06-6630-3334

改正契約書の一覧

No	標準契約書の名称	主な改正条文
1	業務委託契約書（経常型）	第 16 条、第 16 条の 2 第 20 条
2	業務委託契約書（単価契約用）	
3	業務委託契約書（長期継続契約用）	
4	業務委託契約書（成果物型）	
5	業務委託契約書（システム開発・改修用）	
6	業務委託契約書（システム運用・保守用）	
7	業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）	
8	土木設計等業務委託契約書	
9	測量等業務委託契約書	
10	建築設計業務委託契約書	
11	建築工事管理業務委託契約書	

業務委託契約書（經常型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）</u>してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）</u>を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせる</u>てはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（<u>再委託先等</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは<u>第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者</u>がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（<u>第16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>
--	--

[3 ~ 5 略]	[3 ~ 5 略]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 4 年12月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年11月30日以前に発注した契約については、なお従前の例による。	

業務委託契約書（単価契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。<u>以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は<u>請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、<u>再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>再々委託等先事業者の再々</u></p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
---	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

業務委託契約書（長期継続契約型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）</u>してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）</u>を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせる</u>てはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対しその第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	---

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の</u> 使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が</u>所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>
--	--

[3 ~ 5 略]	[3 ~ 5 略]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 4 年12月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年11月30日以前に発注した契約については、なお従前の例による。	

業務委託契約書（成果物型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(再委託の制限)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>(一括再委託等の禁止)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせる</u>てはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の</u> 使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 48 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 40 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（<u>再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。</u>）があるときは、受注者は、当該物件を撤</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 48 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 40 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれ</u></p>
--	---

<p>去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>	<p>らの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

業務委託契約書（システム開発・改修用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託</u></p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせる</u>てはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を<u>第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、<u>委任し、又は請け負わせようとする者の商号又は名称、その理由、</u>処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者</u></p>

<p><u>に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、業務の一部を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p><u>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注</u></p>	<p><u>に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	---

<p><u>者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第 39 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、器具、仮設物その他の物件(再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者<u>又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者</u>がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 47 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第 39 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、器具、仮設物その他の物件(第 16 条第 2 項の規定により、<u>受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受</p>
---	--

<p>明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>	<p>注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

業務委託契約書（システム運用・保守用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）</u>してはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を</u></p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせる</u>てはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を<u>第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、<u>委任し、又は請け負わせようとする者の商号又は名称、その理由、</u>処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け</u></p>

<p>負うものとする。</p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、業務の一部を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p><u>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注</u></p>	<p><u>負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	---

<p>者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の</u> <u>使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 49 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分 (第 41 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、器具、仮設物その他の物件 (<u>再委託先等</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者 <u>又は受注者の</u> <u>使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者</u>がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 49 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分 (第 41 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、器具、仮設物その他の物件 (<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は当該物件を撤去するととも</p>
---	---

<p>[3 ~ 5 略]</p>	<p>に、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（再委託の制限）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再委託先の再委託に係る業</p>	<p><u>（一括再委託等の禁止）</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、業務の一部を<u>第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、<u>委任し、又は請け負わせようとする者の商号又は名称、その理由、</u>処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の規定により第三者に</u></p>

<p><u>務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p>	<p><u>委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p>
<p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、業務の一部を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させようとする者の商号又は名称、その理由、処理する内容、取り扱う情報その他必要な事項を明確にした上で、業務の着手前に、書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p><u>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</u></p>	<p>[新設]</p>

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者、<u>受注者の使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 49 条 略</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 41 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（<u>再委託先</u>等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、</p>	<p>(業務責任者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、業務責任者<u>又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者</u>がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 49 条 同左</p> <p>2 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 41 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、器具、仮設物その他の物件（<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以</p>
---	---

<p>作業現場を修復し、取片付けて、発注者に 明け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>	<p>下本条において同じ。) があるときは、受 注者は、当該物件を撤去するとともに、作 業現場を修復し、取片付けて、発注者に明 け渡さなければならない。</p> <p>[3 ~ 5 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付し た傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年12月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年11月30日以 前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

土木設計等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(再委託の制限)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）</u>してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）</u>を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>(一括再委託等の禁止)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	---

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは<u>再委託先等</u>がその業務を<u>実施する</u>につき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分 (第 43 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件 (<u>再委託先等</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において</p>	<p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の<u>実施</u>につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 同左</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分 (第 43 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件 (<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任さ</u></p>
--	--

<p>同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[5 ~ 7 略]</p>	<p><u>れ、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。</u>以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[5 ~ 7 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

測量等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(再委託の制限)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>(一括再委託等の禁止)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
---	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(主任技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、主任技術者、<u>受注者の使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 43 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（<u>再委託先等</u>が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該</p>	<p>(主任技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、主任技術者<u>又は</u>受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 51 条 同左</p> <p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 43 条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（<u>第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が</u>所有又は管理す</p>
---	---

<p>物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[5 ~ 7 略]</p>	<p>るこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>[5 ~ 7 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

建設設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(再委託の制限)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の<u>第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。</u>）してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>	<p><u>(一括再委託等の禁止)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した主たる部分を<u>第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、業務の一部（発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
---	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者、<u>受注者の</u> <u>使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p>	<p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	

建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>(再委託の制限)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。<u>以下同じ。）</u>してはならない。</p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部（発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を除く。）</u>を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>再委託先事業者の商号又は名称</u>その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>	<p><u>(一括再委託等の禁止)</u></p> <p>第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は<u>請け負わせてはならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、</u>あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。<u>ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 発注者は、受注者に対して、<u>業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称</u>その他必要な事項の通知を請求することができる。</p>

<p>4 受注者は、<u>再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(再々委託等の制限)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。） から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、業務の一部（発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。</u></p> <p>3 受注者は、再々委託等先事業者の再々</p>	<p>4 受注者は、<u>第 2 項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。</u></p> <p>[新設]</p>
--	--

<p><u>委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。</u></p> <p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者、<u>受注者の</u> <u>使用人又は再委託先等</u>がその業務を実施するにつき著しく不相当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 略]</p>	<p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第 20 条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 16 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは<u>請け負った者がその業務の実施</u>につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>[2 ~ 4 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令 4 年 12 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 11 月 30 日以前に発注した契約については、なお従前の例による。</p>	